

広報いずも 別冊

新型コロナウイルス感染症

特集号

出雲

新型コロナウイルスに
負けるな！
えいえい、おー

私たちの生活に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症。
今市幼稚園の園児たちが外遊びをしている中、「コロナに負けるな！
えいえいおー」と元気の良い掛け声をしてくれました。
一日も早く活気あふれた出雲市を取り戻していきましょう。

最新情報は、市のホームページでご確認ください。



主な支援制度

掲載情報は、支援の一部で10月5日時点のものです。
支援内容の詳細は、各相談窓口でご確認ください。



**こんな制度が使えるかもしれません
まずはご相談を**

| 生活資金に困っている方（個人・世帯） | | 事業者 | 農林漁業者 |
|--|--|---|---|
| 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 P3 住居確保給付金 P3 生活資金支援給付金 P3 傷病手当金 P3 緊急小口資金（特例貸付） P3 総合支援資金（特例貸付） P3 | 市税等徴収猶予 P4 国民健康保険料の減免 P4 水道料金・下水道使用料支払猶予 P5 市営住宅家賃減免 P5 市営住宅の提供 P5 | 雇用調整助成金 P5 小学校休業等対応助成金 P6 持続化給付金 P6 家賃支援給付金 P6 出雲市中小企業等緊急支援給付金 P6 出雲市中小企業信用保証料補助金 P6 出雲市地域商業等再起支援事業補助金 P7 新型コロナウイルス感染症特別貸付 P7 新型コロナウイルス感染症対応資金 P8 固定資産税及び都市計画税の軽減措置 P5 市税等徴収猶予 P4 水道料金・下水道使用料支払猶予 P5 | 高収益作物次期作支援交付金 P7 経営継続補助金 P7 新型コロナウイルス感染症対策農林水産業収益向上緊急支援事業 P7 インターネット販売推進事業 P7 令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金 P8 |
| 子育て世代 ひとり親世帯臨時特別給付金 P3 就学援助事業 P3 出雲市奨学金 P4 国民年金保険料の免除・納付猶予 P5 | 高齢者 介護保険料の減免 P4 後期高齢者医療保険料の減免 P5 | | |

※子育て世代、高齢者は上記のほか次の制度もあります。

個人・世帯向け支援

| | 対象 | 名称 | 支援内容等 | おたすね |
|-------|---|--------------------------|--|---|
| 給付・助成 | ひとり親世帯等で①又は②に該当する方 ①年金受給により令和2年6月分の児童扶養手当が全額停止された方 ②家計が急変する等収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった方 | 国 ひとり親世帯臨時特別給付金 | 給付額 基本給付：5万円+第2子以降1人につき3万円 追加給付：1世帯5万円（①に該当する方で要件を満たす場合） 申請期限 令和3年2月28日 | 子ども政策課 ☎21-6218 |
| | 事業者の指示により休業させられた中小企業の従業員のうち、休業手当の支払いを受けられなかった方 | 国 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 | 給付額 休業前の1日あたり平均賃金の80%（上限1人1日あたり11,000円）×休業実績（日数） 申請期限 令和2年9月分までは、令和2年12月31日必着 令和2年10月から12月分までは、令和3年3月31日必着 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276 |
| | 休業等により家賃の支払いが困難な世帯 | 国 住居確保給付金 | 支給先 家主へ直接支払 給付額 家賃相当額（世帯人数によって上限あり） 期間 原則3か月（最大9か月） | 出雲市社会福祉協議会 ☎23-3790 |
| | 休業等により生活資金に困窮している世帯 | 市 生活資金支援給付金 | 受給者 島根県社会福祉協議会の緊急小口資金又は総合支援資金の特例貸付を受けている世帯 給付額 貸付額の1/2（上限5万円/月、総合支援資金は借入期間に応じ最長3か月） 申請期限 特例貸付の貸付通知日から2か月間 | 福祉推進課 ☎21-6691 ☎21-6962 |
| | 国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者のうち、感染した又は感染の疑いにより就労できず給与等の支払いを受けられなかった方 | 市 広域連合 傷病手当金 | 支給額 （直近3か月の給与等収入額÷就労日数）×2/3×支給対象日数 適用期間 令和2年1月1日～令和2年12月31日 | 保険年金課 ☎21-6982 ☎21-6983 |
| | 就学援助世帯（生活保護世帯又は生活保護世帯に準ずる程度に経済上困窮している世帯） | 市 就学援助事業 | 支援内容 学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費等の支給 ※生活保護費として支給されるものは除きます。 | 教育政策課 ☎21-6190 |
| 貸付 | 休業等により一時的な生活資金が必要な世帯 | 国 緊急小口資金（特例貸付） | 貸付額 10万円以内（特例の場合は20万円以内） 償還期間 2年以内（据置期間1年以内） 無利子 申請期限 令和2年12月28日（郵送は12月31日消印分まで） | 出雲市社会福祉協議会 ☎23-3790 |
| | 収入の減少や失業等により生活の立て直しが必要な世帯 | 国 総合支援資金（特例貸付） | 貸付額 単身世帯：月額15万円以内 2人以上世帯：月額20万円以内 貸付期間 原則3か月以内 償還期間 10年以内（据置期間1年以内） 無利子 申請期限 令和2年12月28日（郵送は12月31日消印分まで） | |

| | 対象 | 名称 | 支援内容等 | おたずね |
|---------|--|-----------------------------------|---|---|
| 貸付 | 世帯の収入が減少し、高校や大学等の修学が困難となった学生 | 市 出雲市奨学金 | 貸付月額 大学生等：4万円、高校生等：1万5千円 申請期限 令和3年3月31日 | 教育政策課 ☎21-6874 |
| 税制措置 | 事業収入・給与収入等が減少し、市税等を同時に納付することができない方（事業者含む） | 市 市税等徴収猶予 ※国税・県税にも同様の猶予制度あり | 内容 国税の取扱いに準じて、申請により1年以内の期間に限り、納税の猶予を行う。 ※市税等…市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料 申請期限 市税、後期高齢者医療保険料：各期別の納期限 国民健康保険料、介護保険料：令和3年3月31日 | 市税・保険料（国保・介護） 収納課 ☎21-6647 国税 国税局猶予相談センター ☎0120-683-754 県税 東部県民センター出雲事務所 ☎30-5532 後期高齢者医療保険料 島根県後期高齢者医療広域連合 ☎0852-20-7526 保険年金課 ☎21-6984 |
| 支払猶予・減免 | 新型コロナウイルス感染症の影響により①又は②に該当する方（世帯） ①主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方（世帯） ②主たる生計維持者の令和2年の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかが、前年より3割以上減収見込みの方（世帯） ②の対象の特例【新設】 次の㉠又は㉡のケースで収入減少の要件を満たす場合 ㉠主たる生計維持者の収入種別が前年と異なる場合 ㉡主たる生計維持者が前年中途から就職・起業した場合 | 市 国民健康保険料の減免 介護保険料の減免 | 減免となる保険料 令和元年度及び令和2年度の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限のあるもの 減免割合（国民健康保険）10分の10～10分の2 （介護保険）10分の10・10分の8 ※減免額は主たる生計維持者の前年の所得により算定 | 保険年金課 ☎21-6984 高齢者福祉課 ☎21-6212 |

| | 対象 | 名称 | 支援内容等 | おたすね |
|---------|---|-------------------------|---|--|
| 支払猶予・減免 | 新型コロナウイルス感染症の影響により①又は②に該当する方 ①主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方 ②主たる生計維持者の令和2年の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかが、前年より3割以上減収見込みの方 | 市 広域連合 後期高齢者医療保険料の減免 | 減免となる保険料 令和元年度及び令和2年度の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限のあるもの 減免割合 10分の10～10分の2 ※減免額は主たる生計維持者の前年の所得により算定 | 保険年金課 ☎21-6984 |
| | 国民年金保険料の支払いが困難な方（本人・配偶者・世帯主の収入が一定以上減少した方） | 国 国民年金保険料の免除・納付猶予 | 対象となる保険料 令和2年2月以降の保険料の一部又は全部 | 保険年金課 ☎21-6982 日本年金機構出雲年金事務所 ☎24-0045 |
| | 水道料金・下水道使用料の支払いが困難な方（事業者含む） | 市 支払猶予 | 水道料金・下水道使用料の支払猶予の相談 | 上下水道局営業総務課 ☎21-3511 斐川穴水道企業団 ☎72-8215 |
| | 市営住宅入居中で急激に収入が減少した方 | 市 家賃減免 | 減免額 現在家賃と収入減少後に算出した家賃との差額 減免期間 3か月（最長令和3年3月分家賃まで） | 島根県住宅供給公社 ☎23-1591 |
| その他 | 解雇等により居住している住居から退去を余儀なくされる方 | 市 市営住宅の提供 | 提供戸数 30戸 入居期間 3か月（最長1年まで更新可能） 家賃 6,700円～12,300円 | 建築住宅課 ☎21-6150 |

事業者向け支援

| | 対象 | 名称 | 支援内容等 | おたすね |
|------|--|------------------------------|--|-------------------------------------|
| 税制措置 | 令和2年2月～10月の間の連続する3か月間の売上高が前年同月比30%以上減少している中小事業者等 | 市 固定資産税及び都市計画税の軽減措置 | 軽減措置 令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を1/2又はゼロとする。 申告期間 令和3年1月4日～2月1日 | 資産税課 ☎21-6820 |
| 休業補償 | 従業員に休業手当を払うなどして雇用を維持した事業者 | 国 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症特例） | 助成率 中小企業4/5（解雇なしの場合10/10） 上限額 1人1日あたり15,000円 申請期限 支給対象期間の末日の翌日から起算して2か月以内 | 島根労働局 助成金相談センター ☎0852-20-7029 |

| | 対象 | 名称 | 支援内容等 | おたずね |
|-------|---|----------------------|---|--|
| 休業補償 | 子どもがいる従業員に小学校等の臨時休校で特別の有給休暇を取得させた事業者 | 国 小学校休業等対応助成金 | 助成率 10/10 上限額 1人1日あたり15,000円 ※別途、委託を受け個人で仕事する方には、1人1日あたり7,500円(定額)が給付される支援制度あり 申請期限 令和2年9月分までは、令和2年12月28日必着 令和2年10月から12月分までは、令和3年3月31日必着 | 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999 |
| | 令和2年1月～12月の間のいずれかの月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している中小企業者等 | 国 持続化給付金 | 給付額 法人：200万円まで、個人事業者：100万円まで 申請方法 原則、電子申請のみ(電子申請を行うことが困難な方は「申請サポート会場」へ相談してください。完全事前予約制) 【松江会場】 松江センタービル1F(松江市朝日町) 申請期限 令和3年1月15日 | 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-279-292 |
| 助成・補助 | テナント事業者等で令和2年5月～12月の売上が次の要件のいずれかを満たす中小企業者等 ①いずれかの月の売上が前年同月と比較して50%以上減少 ②連続する3か月の売上が前年同月と比較して30%以上減少 | 国 家賃支援給付金 | 給付額 法人：600万円まで、個人事業者：300万円まで 申請方法 原則、電子申請のみ(電子申請を行うことが困難な方は「申請サポート会場」へ相談してください。完全事前予約制) 【松江会場】 テクノアークしまね 【大田会場】 大田商工会議所 申請期限 令和3年1月15日 | 家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930 申請サポート会場の予約は以下へ ☎0120-150-413 |
| | 令和2年1月～12月のいずれかの月の売上が次の要件を満たす中小企業者等 ①前年同月比で50%以上減少した月がある ②前年同月比で30%以上50%未満減少した月が2か月以上ある | 市 出雲市中小企業等緊急支援給付金 | 給付額 法人：20万円、個人事業者：10万円 申請方法 原則、郵送申請のみ 申請期限 令和3年2月1日(対象期間、申請期間を延長) | 商工振興課(給付金担当) ☎21-6219 |
| | 県制度融資を利用した際に島根県信用保証協会に保証料を支払った中小企業者等 | 市 出雲市中小企業信用保証料補助金 | 補助額等 補助率及び補助額は、対象の融資制度により異なる。 申請期限 融資実行日から2年以内 | 出雲商工会議所 ☎25-3710 平田商工会議所 ☎63-3211 出雲商工会(大社) ☎53-2558 斐川町商工会 ☎72-0674 商工振興課 ☎21-6572 |

| | 対象 | 名称 | 支援内容等 | おたずね |
|-------|---|---------------------------------------|--|--|
| 助成・補助 | 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、鉄道業、道路旅客運送業、水運業を営む中小企業者 ※ただし、風俗営業等に属する一部の事業者を除く。 | 市 出雲市地域商業等再起支援事業補助金 | 補助対象経費 ●感染防止対策に係る経費（飛沫拡散防止設備導入、業務用マスク購入など） ●新事業展開に係る経費（テイクアウト・デリバリー等への対応経費など） 補助率・補助上限額 4/5以内、補助上限80万円（下限8万円） 申請期限 令和2年11月30日（予算に達した時点で終了） | 商工振興課 ☎21-6541 |
| | 市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の生産者 | 国 高収益作物次期作支援交付金 | 内容 次期作への前向きな取組を支援 交付額 基本額単価 5万円/10a 施設栽培の花き 80万円/10a 施設栽培のぶどう 25万円/10a | 農業振興課 ☎21-6557 斐川農業事務所 ☎73-9220 |
| | 農林漁業者（個人・法人） ※常時従業員数が20人以下 | 国 経営継続補助金 | 内容 感染拡大防止対策と併せて実施される販路の回復・生産・販売方式の確立・転換等の経営継続に向けた取組を支援 補助率・補助上限額 ①経営継続に関する取組：3/4・上限100万円 ②感染拡大防止の取組：定額・上限50万円 | 島根県東部農林振興センター 農業振興課 ☎0852-32-5646 島根県松江水産事務所 ☎0852-32-5703 |
| | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者 | 県 新型コロナウイルス感染症対策農林水産業収益向上緊急支援事業 | 内容 個人又は常時従業員数が20人以下の小規模事業者が、経営を継続するために必要な省力化に資する施設整備・機械導入等を支援 助成額 50万円以内/人（共同申請は上限10人、500万円以内） | 島根県東部農林振興センター 農業振興課 ☎0852-32-5646 島根県松江水産事務所 ☎0852-32-5703 |
| | 以下対象品目の生産者 対象品目 牛肉、野菜、果物、水産物、茶、花き、ジビエ、そば ※野菜・果物は品目が限られ、加工品は対象外 | 国 インターネット販売推進事業 | 支援内容 指定のインターネット販売サイト（ECサイト）で対象品目を販売した際の送料 申込方法 指定の販売サイトへ申込む | インターネット販売推進事業事務局 生産者問合せ窓口 ☎03-3481-2869 |
| 融資 | 売上が対前年比で5%以上減少した中小企業者等 | 国 新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫、商工中金等） | 限度額 中小企業：6億円、小規模・個人事業主：8,000万円 利子 一定の条件で融資後3年間実質無利子 | 日本政策金融公庫松江支店 ☎0852-23-2651 出雲商工会議所 ☎25-3710 平田商工会議所 ☎63-3211 出雲商工会（大社） ☎53-2558 斐川町商工会 ☎72-0674 |

| | 対象 | 名称 | 支援内容等 | おたすね |
|--------|--|--------------------------------------|---|--|
| 融 資 | セーフティネット保証等の認定事業者 | 国 新型コロナウイルス 感染症対応資金(国 制度) | 限度額 4,000万円 利子 一定の条件で融資後3年間実質無利子 信用保証料 一定の条件で国・県で全額補助 | 取引先金融機関 |
| | セーフティネット保証等の認定事業者で、上記の感染症対策資金を満額借り入れた事業者 | 県 新型コロナウイルス 感染症対応資金(県 単独制度) | 限度額 8,000万円 利子 一定の条件で融資後3年間実質無利子 信用保証料 一定の条件で国・県で全額補助 | |
| | 新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった農業者・漁業者 | 県 令和2年新型コロナ ウイルス感染症対 策資金 | 資金の用途 運転資金 限度額 年間販売額又は水揚金額の減少額又は減少見込額(限度:1,200万円) 返済期間 15年以内(うち据置3年以内) 融資利率 年0.1% ※ただし、農業者はJAしまねの支援により融資実行後5年間は無利子とする。 信用保証料 不要 取扱期間 令和2年3月17日～令和2年12月31日 | 島根県農林水産部 農業経営課 ☎0852-22-6201 水産課水産しまね振興室 ☎0852-22-6293 |

その他

| | 名称 | 内容 | おたすね | | 名称 | 内容 | おたすね |
|-------------|----------------------|---|-------------------|-------------|---------------------|--|-------------------|
| 寄 附 金 | 出雲市新型コロナウイルス感染症対策寄附金 | 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活や地域経済活動等を支援する事業に活用するため、寄附金を広く募集します。 寄附の手続方法 (1) 口座振込 ①島根県農業協同組合出雲市役所支店 普通預金 0016288 ②山陰合同銀行出雲支店 普通預金 4507175 ③ゆうちょ銀行 00930-3-323293 ※いずれも口座名は「出雲市新型コロナウイルス感染症対策寄附金」 (2) 納付書による寄付 寄附のお申し出をいただきましたら、郵送する納付書とともに、指定金融機関でお振込みください。寄附金の入金後確認後、「寄附金受領証明書」を送付します。 税制上の措置 寄附金の一部が個人住民税や所得税から控除されます。 ※控除を受ける場合は、寄附申出書の提出が必要です。 | 政策企画課 ☎21-6612 | 協 力 金 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 | 不特定多数の人が利用する施設で感染患者が確認された場合に、自主的に施設名を公表するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に協力した事業者等に対し、協力を支給します。 支給額 1事業所あたり50万円 | 防災安全課 ☎21-6606 |

